

第 3 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 6 月 7 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成 27 年熊本県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項中「賦課徴収」の次に「並びに地方税法附則第 29 条の 10 第 1 項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。